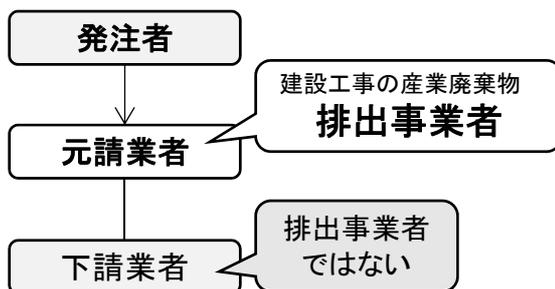


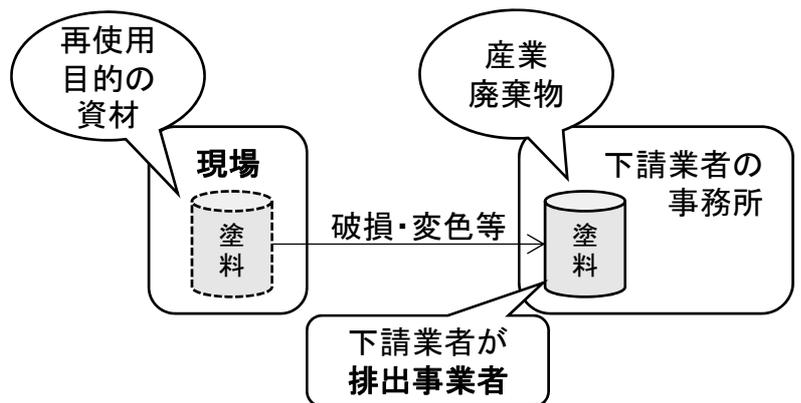
Q. 現場で余った資材を持ち帰っても良い？

A. その後、確実に再使用されるのであれば持ち帰ることができます。

■建設工事での元請業者と下請業者



■再使用目的で持ち帰った資材が廃棄物になった場合



◇下請業者の持ち帰りを認める場合は責任を明確に！

新築工事では資材の規格寸法や梱包単位によって、まだ使える資材が余ってしまうことがあります。まだ使える資材を、他の現場に使い回すことは、コストダウンになるばかりか、廃棄物発生抑制の観点からも望ましいことです。

しかし、余った資材(端材)が再使用できない物である場合、産業廃棄物となり元請業者が処理責任を負わなければなりません。

つまり、下請業者に余った資材(端材)を廃棄させるために運搬させると、原則※1産業廃棄物処理委託基準違反に問われることとなります。

只、再使用する為に持ち帰った資材も、運搬中や保管中に、破損、変色、変質し、使用出来なくなる場合もあります。持ち帰った資材は、使用出来なくなった時点で、資材から廃棄物となり、保管していた下請業者が、排出事業者として適正に処理しなければいけません。

元請業者は、下請業者と残資材の持ち帰りと、もし持ち帰り後に廃棄物となった場合には適正処理することについて文書を取り交したうえ、下請業者の資材管理状況及び産業廃棄物の産業廃棄物処理委託契約の確認をしておくことが望ましいでしょう。

※1: 廃棄物処理法で定める一定の条件を満たした場合、収集運搬業許可を持たない下請業者も産業廃棄物を運搬することが出来ます。詳細は「Q18 許可のない下請け業者でも産廃を運搬できる？」を参照。

今回のポイント

元請業者として余った資材も最後まで管理することが大切！！